

受付印

普通徴収から特別徴収への切替申請書

(宛先) 広島市長 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	担 所属 当 氏名 者 電話	特別徴収義務者指定番号					
		フリガナ 名称 (氏名)							
		法人番号							

新規の場合は○をつけてください → **新規**

給与所得者 (納税義務者)	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
	受給者番号 ※注意事項6を参照	
	届出理由	<input type="checkbox"/> 本人希望 <input type="checkbox"/> 入社 <input type="checkbox"/> その他()
給与所得者(納税義務者)の普通徴収「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」にある通知書番号をご記入ください。不明な場合は空欄にしてください。		
通知書番号		

左の者について、
第 1・2・3・4 期、随時 1・2 月以降分を
 ※普通徴収の納期限が過ぎていない該当期に○をつけてください(該当がなければ必要なし)。

月分(翌月10日納期限分)より特別徴収します。

※ 開始予定月は、以下の通り記載してください。

切替申請書提出日	開始予定月
毎月10日まで	翌月以降
毎月11日以降	翌々月以降
(例) 7月11日～8月10日に提出	開始月 ⇒ 「9月」を記載
(例) 8月11日～9月10日に提出	開始月 ⇒ 「10月」を記載

※ 記入前に、必ず「申請に当たっての注意事項」をご確認ください。
 通知書の送付時期(注意事項5)をご確認の上、余裕をもった開始月で提出してください。
具体例は裏面をご確認ください。

申請に当たっての注意事項

- 普通徴収の納期限が過ぎている期別は、特別徴収へ切り替えることができません。納期限が過ぎたものは、本人が納めるように必ずお伝えください。
- 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限の直前に提出されると切り替えることができません。
- 65歳以上の方の公的年金等の雑所得に係る税額は切り替えることができません。
- 月割額について、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。なお、事前に電話連絡等での月割額のお知らせはできかねます。
- 切替申請書の到着が、1日～20日頃までの場合はその月の末に、21日頃～月末までの場合は翌月の末に特別徴収税額の変更通知書を送付します。
- 受給者番号は社員番号など従業員を特定するための番号です。特別徴収義務者にて決定してください。

特別徴収税額通知書への記載が不要であれば記入は任意ですが、特別徴収税額通知書(納税義務者用)について電子受取希望の場合、必ずご記入下さい。

※広島市記入欄

宛名番号

切替入力(可・不可) 月 円
 月以降 円

納付(有()期)・無()

口座(有・無)

処理不可

全納 ・ 他社T ・ 賦課無
 宛名無 ・ 他市 ・ 新年度のみ

提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市財政局税務部市民税課特別徴収係(本庁舎8階)

切替申請書の提出日と特別徴収への切替可能期別及び開始月について

切替申請書の提出日	6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月	
	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで	10日まで	月末まで
普通徴収から特別徴収に切替可能な期別	第1期		第2期				第3期				第4期				随時1月		随時2月	
特別徴収開始月	7月以降	8月以降		9月以降		10月以降		11月以降		12月以降		1月以降		2月以降		3月以降		4月以降